

# 松本児童相談所管理棟事務室改修工事仕様書

## 1 工事概要

- 1 工事名 松本児童相談所管理棟事務室改修工事
- 2 工事箇所 松本市波田
- 3 工事概要
  - 1) 1階事務室を受付と会議室に改修
  - 2) 2階会議室を事務室に改修
  - 3) 各階改修に伴う電気設備工事（幹線、コンセント、照明LED、弱電等）
  - 4) 各階改修に伴う機械設備工事（FF暖房機調整、ルームエアコン等）

## 2 共通仕様

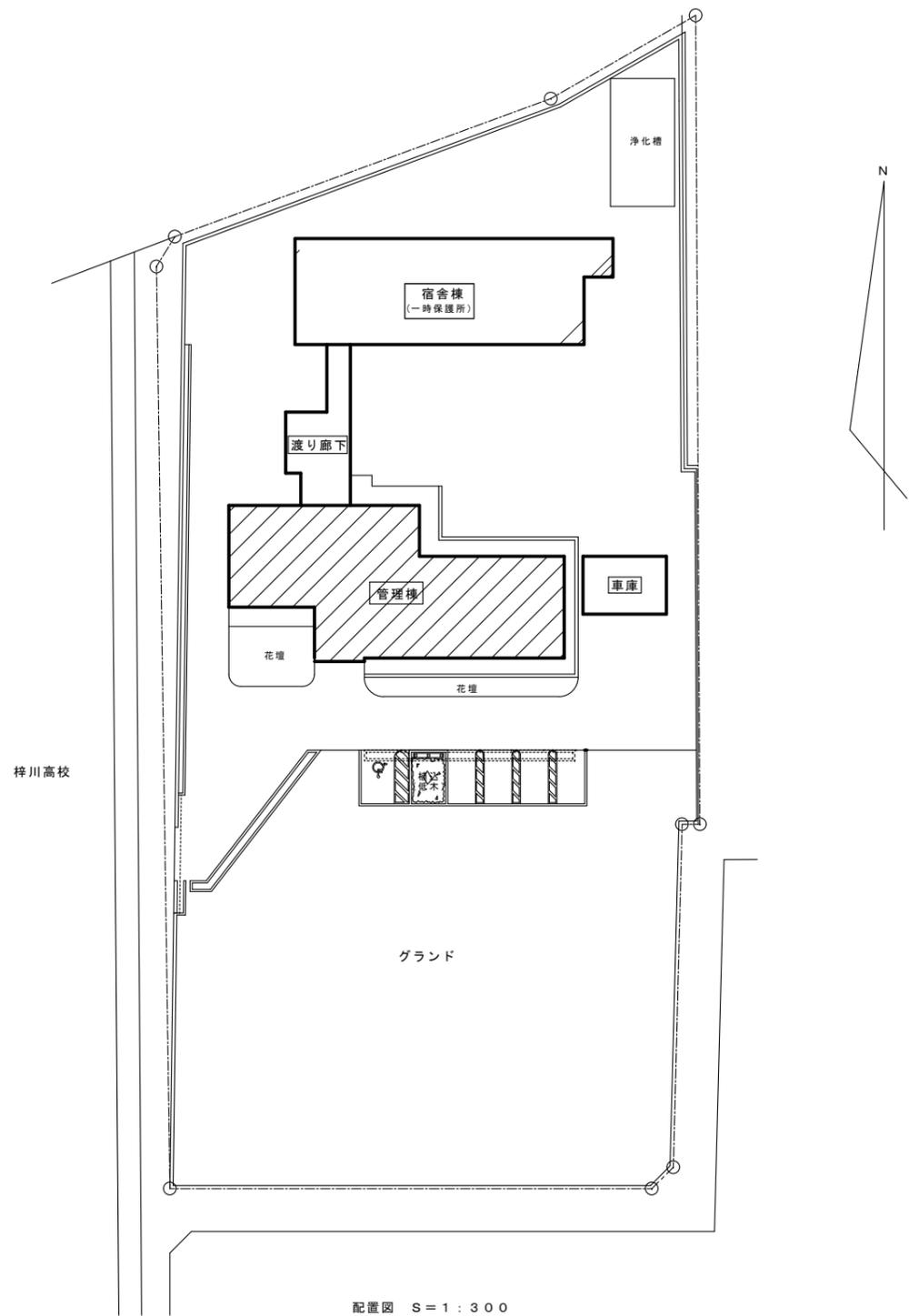
※ 設計図書（設計図、工事費内訳書等）および特記仕様書に記載のない事項は、すべて下記によること。

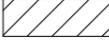
- 公共建築工事（改修工事）標準仕様書（建築工事編）最新版 / 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修  
公共建築工事（改修工事）標準仕様書（電気設備工事編）最新版 / 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修  
公共建築工事（改修工事）標準仕様書（機械設備工事編）最新版 / 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

## 3 特記仕様

- 1 資材 本工事に使用する資材はすべて新品とする。（再生品使用を指示した場合を除く）
- 2 工食用電力、水等 本工事に必要な工食用電力、水等の費用はすべて請負者の負担とする。
- 3 施工計画 契約後、すみやかに施工計画書（工程、仮設、安全管理等）を作成し、係員の承諾を得ること。
- 4 諸官公庁手続き 官公庁への手続きは本工事に含むものとし、請負者がこれを行うものとする。
- 5 工事实績情報 7、請負額が500万円以上の工事は、工事实績情報（工事カルテ）を登録すること。  
イ、登録は、あらかじめ監督職員の確認を受け、契約締結後10日以内に（財）日本建設情報総合センター（JACIC）にて手続きを行い、登録されたことを証明する資料を提出すること。
- 6 下請負人等一覧表 7、下請契約締結後、速やかに下請負人等一覧表を整備すること。  
イ、記載内容は、下請負人名、下請次数、下請契約額等とし、下請金額に係らず一次下請に限り全て記載すること。
- 7 施工体系図 7、下請金額に係らず全ての工事について施工体系図を作成し、提出すること。  
イ、施工体系図は、施工期間中工事現場に備え付けると共に、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示すること。

- 8 安全管理 7、工事にあたっては、施設管理者等と打合せを行い、請負者の負担で安全確保に必要な措置を講ずること。  
イ、工事現場においては、労働災害、公衆災害の防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。  
ウ、安全教育、研修及び訓練は、工事期間中に月一回以上実施し、この結果を工事日誌へ記録するほか、工事写真等も整理のうえ提出すること。
- 9 工程管理 電気、ガス、水道等、施設の運営上必要な機能を停止する場合は、事前に施設管理者と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。
- 10 産業廃棄物等の取扱 7、発生材は、事故等の原因とならないよう、できるだけ速やかに場外へ搬出すること。  
イ、廃棄物の種類別に徹底した分別を行い、できるだけ再資源化を図ること。  
ウ、廃棄物処理について、請負者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分）するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」に基づき、適正に行うこと。  
エ、廃棄物処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業とする許可を取得している者に委託すること。  
また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書と産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧等をまとめた「廃棄物処理計画書」を提出すること。  
オ、しゅん工時に廃棄物の種別ごとに処理数量を集計し、積込み状況の写真、処分状況の写真、マニフェストA票、B2票、D票並びにE票の写しを添付した「廃棄物等処理報告書」を提出すること。（それぞれの提出は、法の定める期限内に行うこと。）
- 11 過積載の禁止 資機材の運搬にあたっては、運搬車両の最大積載量を把握し、過積載を行わないよう計画した上で、記録を残すこと。  
また、飛散の恐れがあるものは、飛散防止対策を十分に行うこと。
- 12 清掃片付け 工事中は常時後片付け及び清掃に心がけ、発生材及び塵芥が飛散若しくは堆積しないようにすること。
- 13 環境への配慮 7、VOC対策として、有害化学物質等を含有しないか含有量が少ない材料を選定すること。  
イ、現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とする。  
ウ、夜間、早朝等の稼働を避けること。ただし、監督職員の承諾を受けた時はこの限りではない。なお、通行ルートは影響の少ないルートを選定すること。  
エ、汚水、汚泥、土砂の流出防止に努めるとともに、表土復元等の配慮を行うこと。
- 14 工事写真撮影要領 7、着工前及び完成後の撮影は、同位置同方向とすること。  
イ、施工中の撮影は、完了後に確認できない事項及び隠蔽となる部分に留意すること。  
エ、工時着手時及びしゅん工時に、別途係員の指示する書類等を提出すること。
- 15 一般工事書類等 設計図書等に明記のない事項に疑義が生じた場合は、係員と協議し、指示に従うこと。
- 16 疑義等 工事施工において、創意工夫をもって望むこと。また、自ら立案、実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了時まで所定の書式により提出することができる。  
提出書式 [https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/20141201kansoka/20141201kansoka\\_yousiki.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/20141201kansoka/20141201kansoka_yousiki.html)
- 17 創意工夫
- 18 その他 7、暴力団関係者等から工事妨害による被害を受けた場合は、すみやかに被害届を警察に提出すること。  
イ、改修工事終了後、各種試験・測定を行い、結果を報告すること。

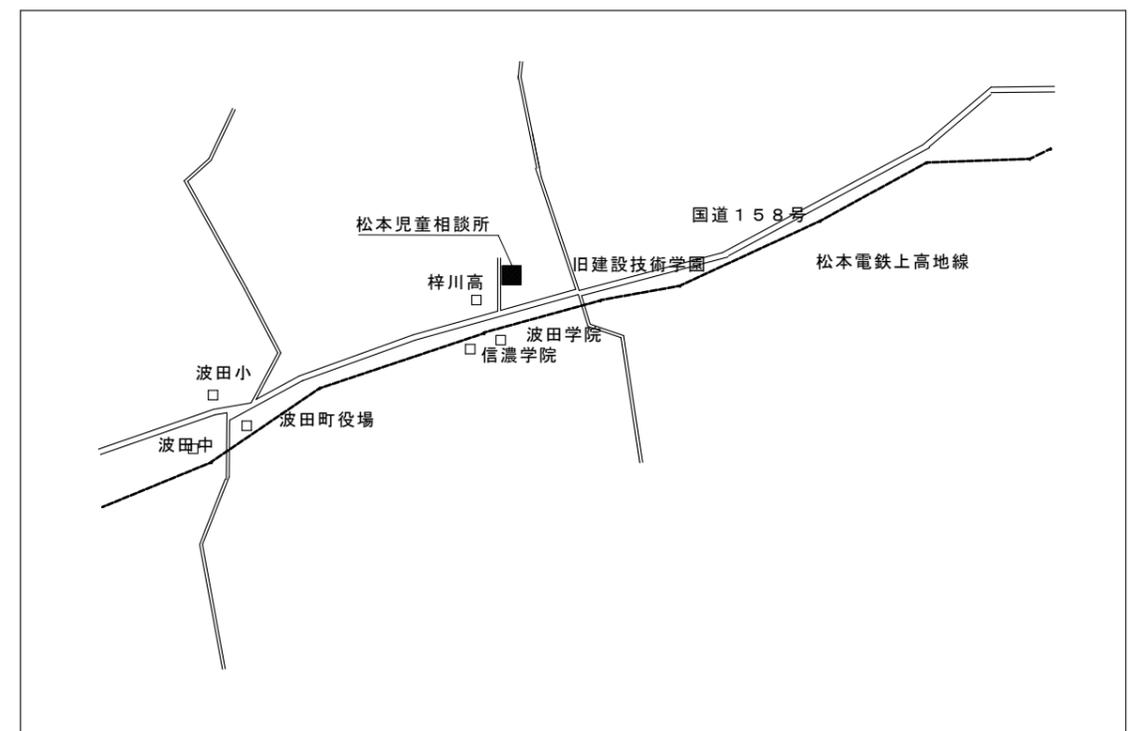


 対象建物

工事概要

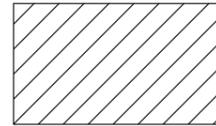
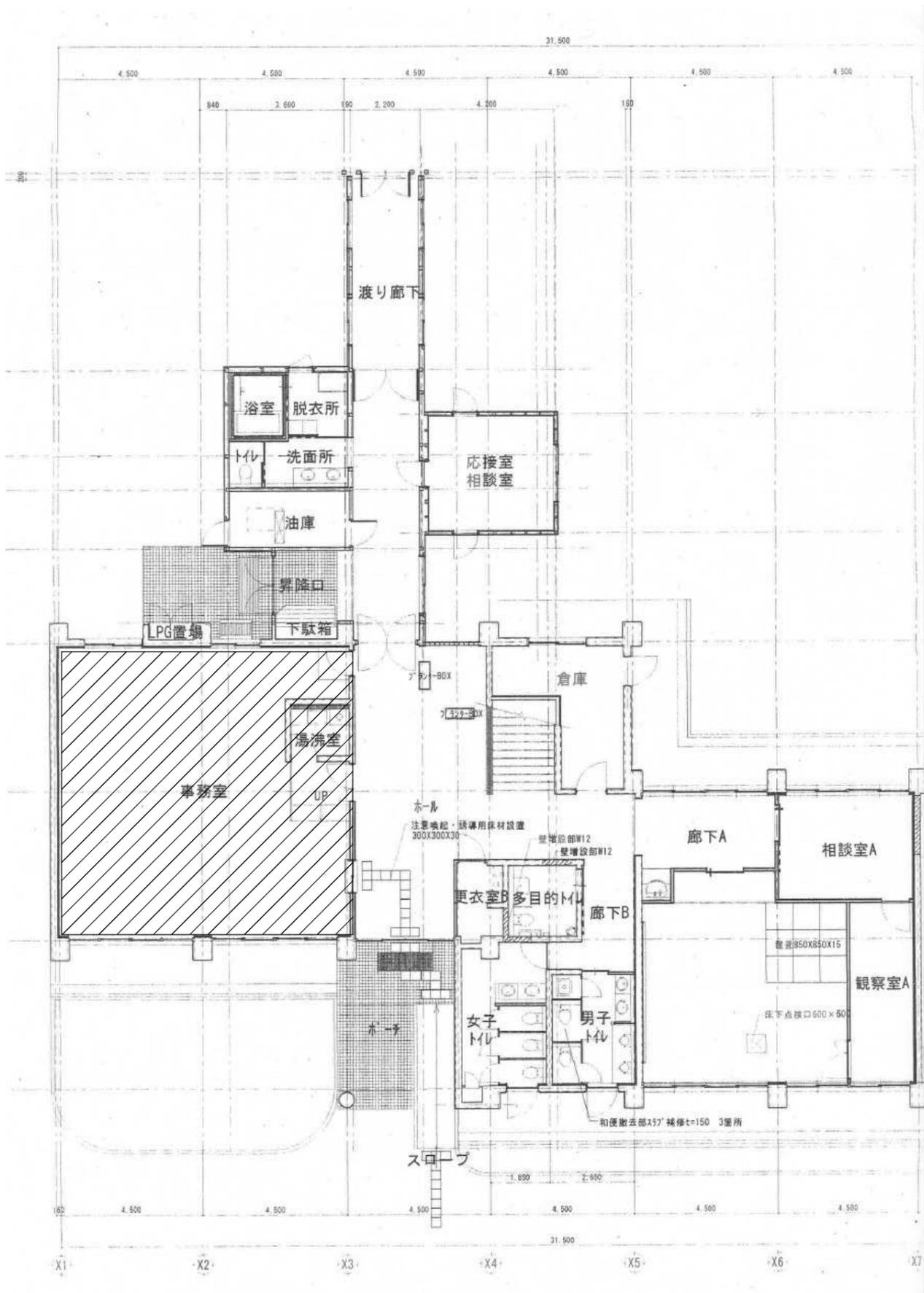
- 1 1階事務室を受付と会議室に改修
- 2 2階会議室を事務室に改修
- 3 各階改修に伴う設備工事

※ 4か月程度の工期とし、施設管理者と協議のうえ、施設運営に支障がない工程計画を作成すること。



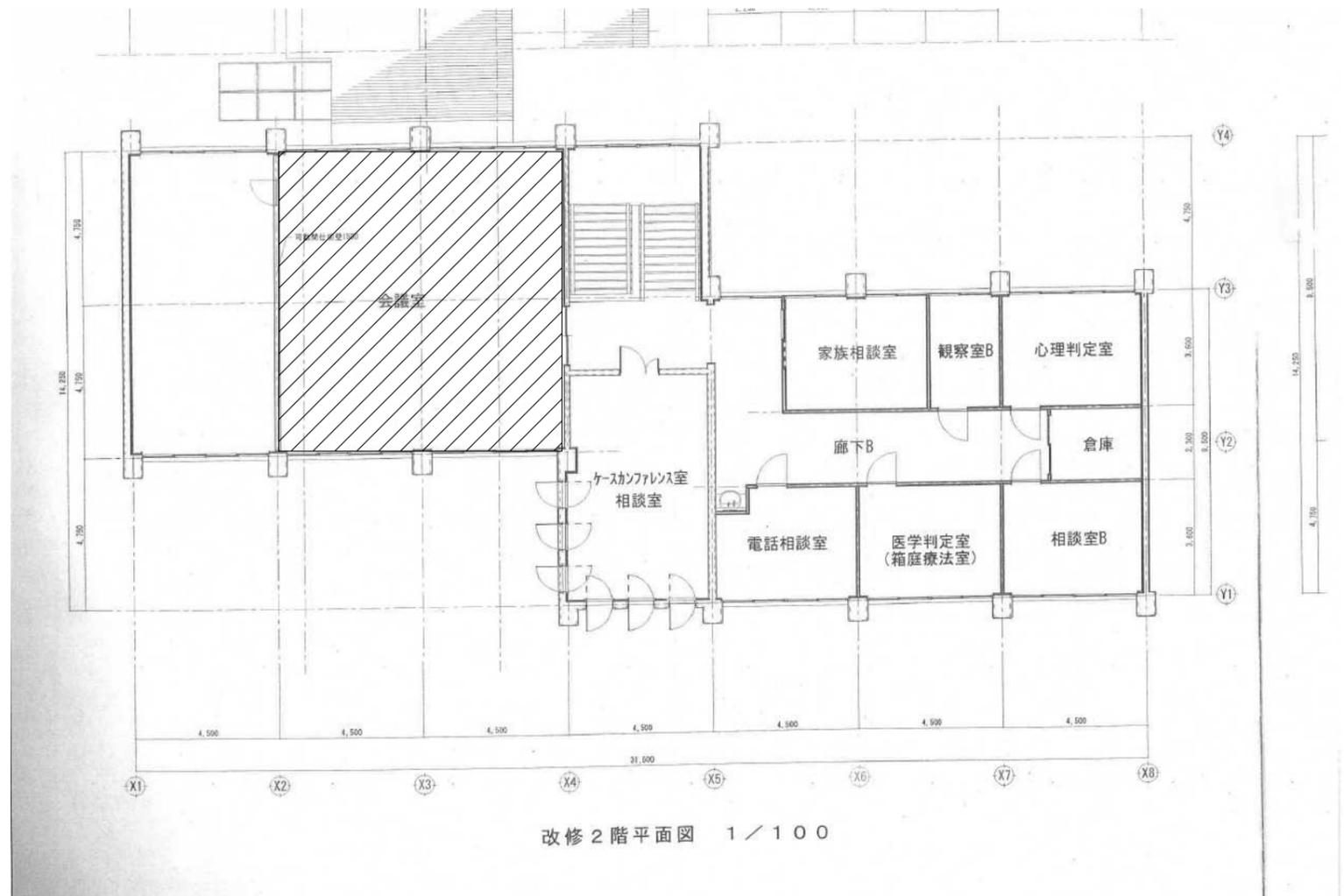
案内図





工事対象室

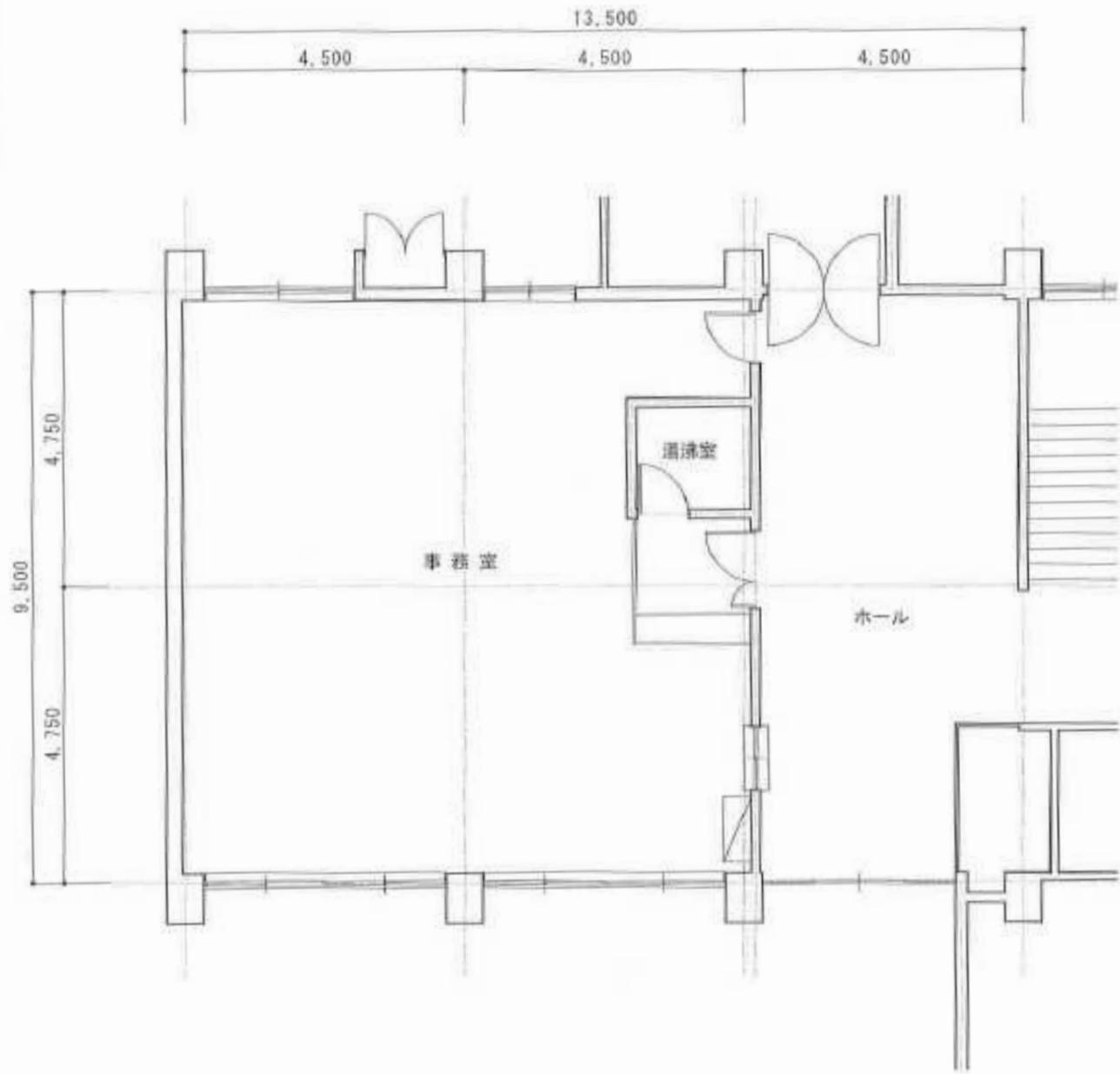
注) 工事対象室以外の工事内容指示は本工事の対象外 (旧図面流用のため)



2階平面図 Non Scale

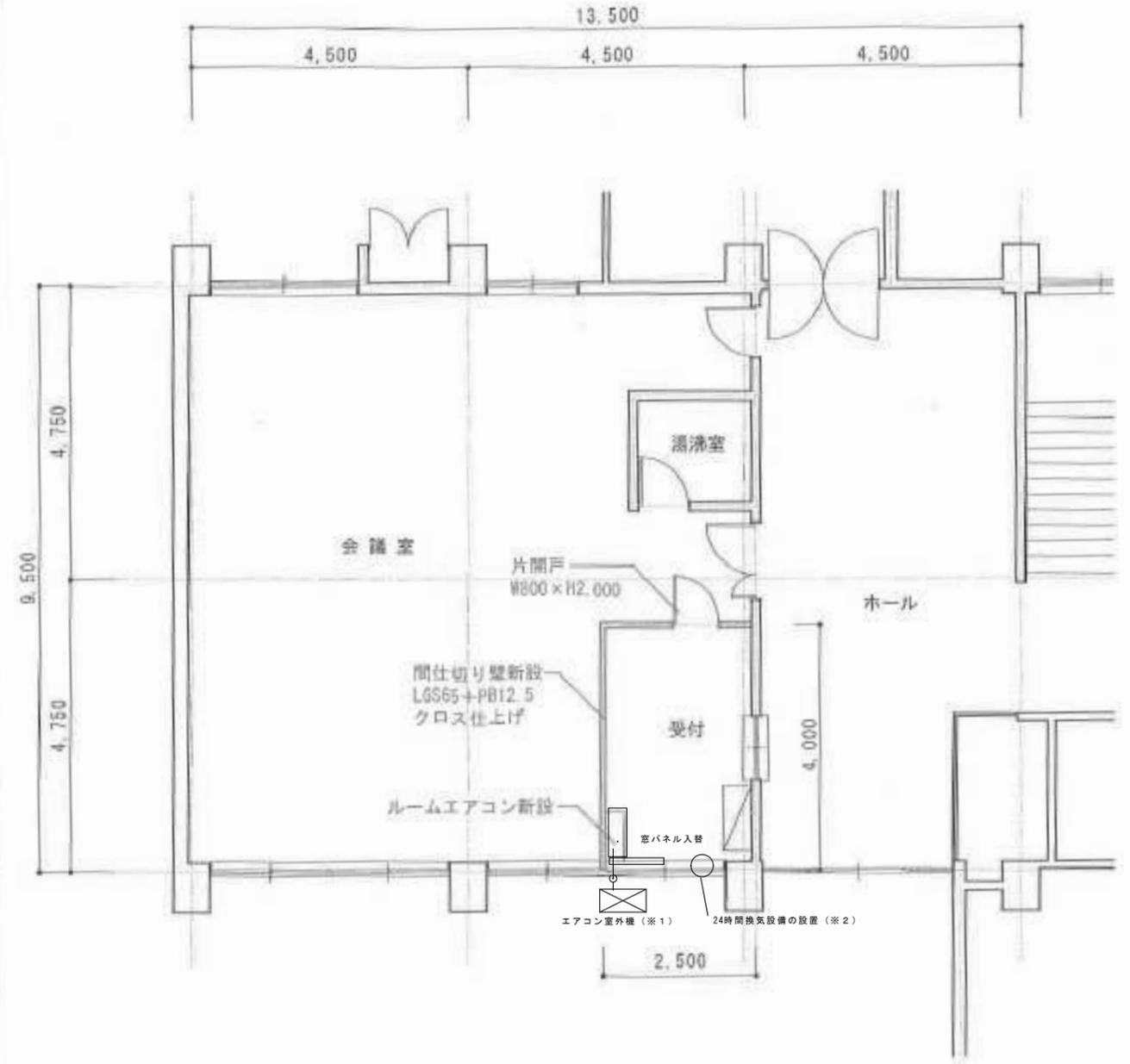


改修前



改修前平面図 Non Scale

改修後



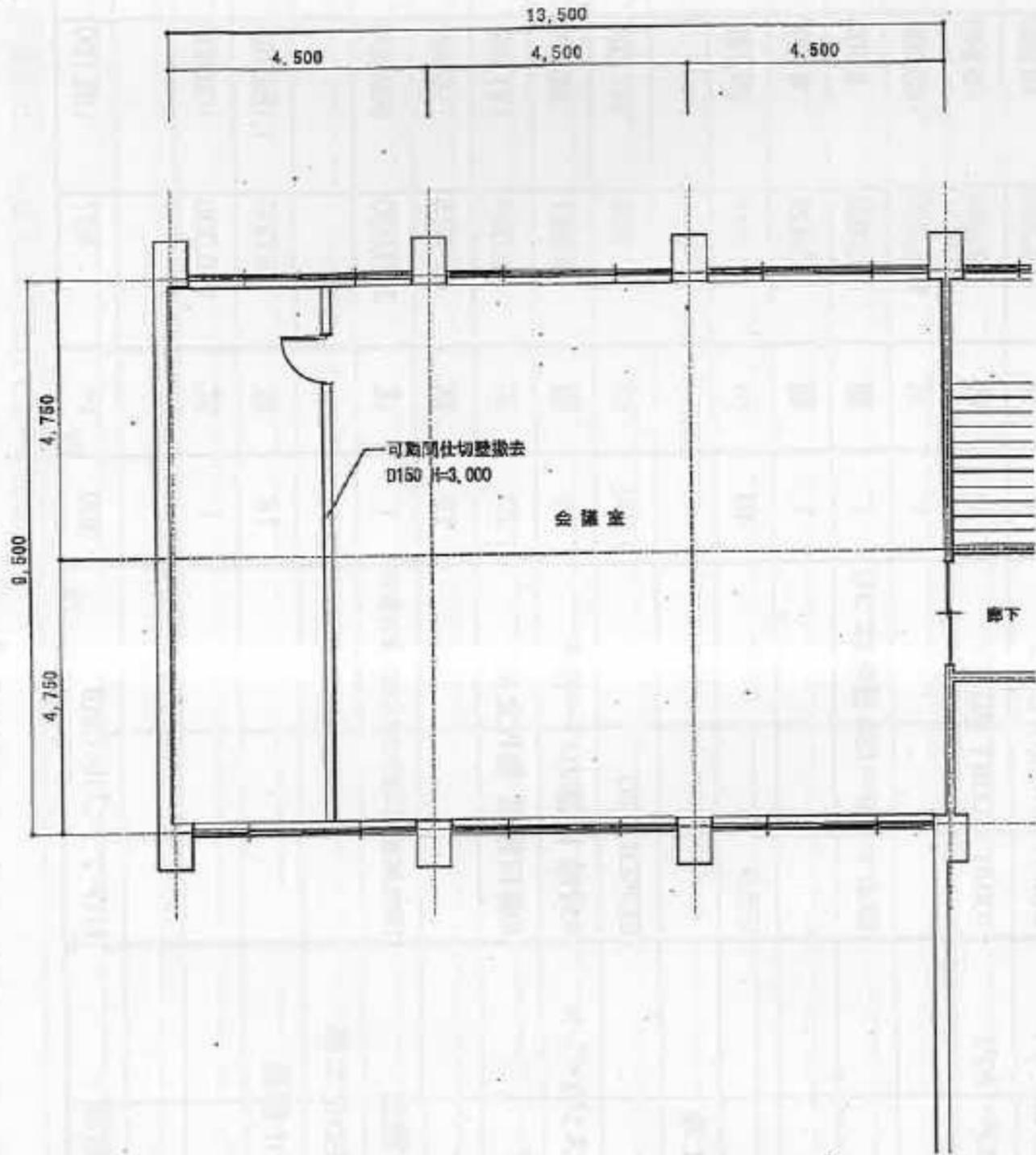
改修後平面図 Non Scale

※1 室外機の設置位置、方法、配管の設置については、監督員と協議のうえ、決定すること。

※2 24時間換気設備の設置について、開口部や壁の構造等、建物の状態を考慮し、監督員と協議のうえ位置を決定すること。

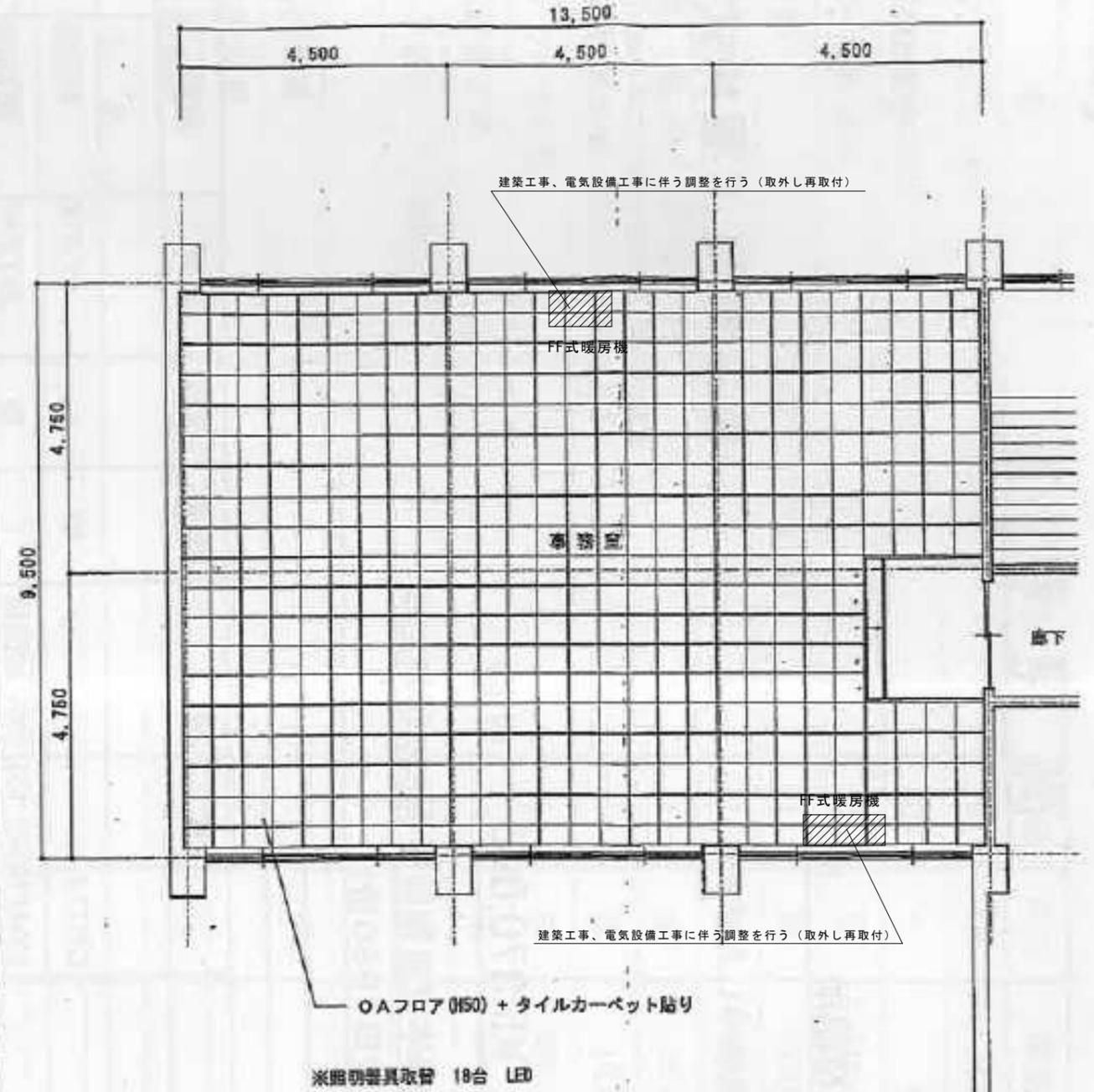


改修前



改修前平面図 Non Scale

改修後



改修後平面図 Non Scale

